

福島医発第1342号(地)

平成16年10月26日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 竹 嶋 康 弘

新潟県等における急性脳炎について

時下 貴職益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、新潟県等における急性脳炎の発生を踏まえ、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部(局)長に対し、新潟県等における急性脳炎の発生について通知がなされた旨、別添のとおり日本医師会ならびに福岡県保健福祉部より連絡がありました。

本件は、新潟県、山形県及び秋田県において急性の脳症を疑う事案が発生しており、これまでの事案において、発症者は人口透析を実施中であるなど腎機能が低下している方で、スギヒラタケの摂取があるとされていることから、安全性が確認されるまでの間、これらの方々に対しスギヒラタケの摂取を控えるよう注意喚起を求めるものであり、また、急性脳炎は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において5類感染症(全数把握)であります。今般の新潟県等における事態を踏まえ、別添急性脳炎届出基準に基づき、急性脳炎の感染者(疑義が払拭できない者を含む)を診察した場合には直ちに最寄りの保健所長に届出するよう求めるものであります。

なお、急性脳炎の最近の発生状況を早急に把握する必要があることから、福岡県から、保健福祉環境事務所へ、各病院に対し調査を行うよう指示がなされております。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただきますとともに、貴会管下医療機関等への周知ならびにご協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・友清 明

上記のように急性脳炎の感染者診察の場合の対応をよろしくお願い致します。病院におかれましては保健福祉環境事務所より調査依頼がありましたら、ご協力をお願い致します。



「公印省略」

16健第 2790 号
平成16年10月22日

社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課結核感染症係)

新潟県等における急性脳炎について

標記については、新潟県、山形県及び秋田県において急性の脳症を疑う事案が発生しており、これまでの事案において、発症者は人工透析を実施中であるなど腎機能が低下している方で、スギヒラタケの摂取があるとされています。

スギヒラタケは従前から食用キノコとして摂取されており、これまで健康被害の報告もないところですが、腎機能が低下している方への安全性が確認されるまでの間、これらの方々に対しスギヒラタケの摂取を控えるようご指導をお願いします。

また、急性脳炎は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において5類感染症（全数把握）であります。今般の新潟県等における事態を踏まえ、別添急性脳炎届出基準に基づき、急性脳炎の感染者（疑義が払拭できない者を含む）を診察した場合には直ちに最寄りの保健所長に届出するよう、貴会会員に対し周知方よろしくお願いします。

なお、本県における急性脳症の最近の発生状況を早急に把握する必要があるため、保健福祉環境事務所を通じ、各病院に対し調査するよう指示をいたしましたのでご協力をお願いします。

おって、厚生労働省、新潟県等の今回事例の関連資料を参考に送付します。

健感発第 1022002 号
平成 16 年 10 月 22 日

都道府県
各 政令市 衛生主管部（局）長 殿
特別区

厚生労働省健康局結核感染症課長

新潟県等における急性脳炎の発生について

急性脳炎は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号。以下「法」という。）において 5 類感染症（全数把握）であるが、今般の新潟県等における事態を踏まえ、急性脳炎の感染者（疑義が払拭できない者を含む。）を診察した場合は直ちに保健所長を経由して届け出るよう医師に要請するとともに、届出があったときは、法第 12 条第 2 項に基づき、当課まで直ちに報告してください。

あわせて、法第 63 条の 2 に基づき、当該事例について、法第 15 条第 1 項の質問及び必要な調査を行うよう、指示します。

なお、その他異常な感染症の発生を疑う場合につきましては、当課又は国立感染症研究所（電話 03-5285-1111（代表））に相談、情報提供するとともに、急性脳炎の届出基準につきましては、「感染症法に基づく医師から都道府県等への届出のための基準の改正について」（平成 15 年 11 月 5 日 厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、別紙の通り定められていますので、貴管下の関係機関に改めて周知してください。

- 急性脳炎（ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く）

定 義

ウイルスなど種々の病原体の感染による脳実質の感染症である。炎症所見が明らかではないが同様の症状を呈する脳症もここには含まれる。

《臨床的特徴》

多くは何らかの先行感染を伴い、高熱に続き意識障害やけいれんが突然出現し、持続する。髄液細胞数が増加しているものを急性脳炎、正常であるものを急性脳症と診断することが多いが、その臨床症状に差はない。

《届出基準》

- 意識障害を伴って24時間以上入院した者、あるいは24時間未満に死亡した者で、かつ、以下の一つまたはそれ以上の症状を有するもの
 - ・38度以上の発熱
 - ・何らかの中樞神経症状
 - ・先行感染症状
- 熱性けいれん、代謝疾患、脳血管性疾患、脳腫瘍、外傷など、明らかに感染性とは異なるものは除外する。
- 可能な限り病原体診断を行い、明らかになったものは病原体名、検体の種類及び検査方法を記載する。なお、上記基準に該当する脳症も含める。

《備考》

- ・他の届出基準に該当する感染症（インフルエンザ、手足口病、流行性耳下腺炎等）による急性の脳炎・脳症についても、急性脳炎としての届出が必要となる。その際には、二重の届出となる（脳症を発症したインフルエンザについて、定点医療機関においては、インフルエンザ及び急性脳炎の届出が必要となり、定点医療機関以外では急性脳炎のみが届出の対象となる等）。
- ・ウエストナイル脳炎又は日本脳炎の診断がついている場合には、急性脳炎としての届出は必要ない。ただし、急性脳炎の届出後に、ウエストナイル脳炎又は日本脳炎の診断がついた場合には、ウエストナイル脳炎又は日本脳炎としての届出が必要となり、結果として二重の届出となる。

健 疾 発 第 1022005 号
食 安 監 発 第 1022003 号
平 成 16 年 10 月 22 日

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

衛生主管(部)局長 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 疾 病 対 策 課 長

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

急性の脳症を疑う事案の発生について

今般、新潟県及び山形県において急性の脳症を疑う事案が発生しており、これまでに、これらの事案において発症者は腎機能の低下の状態を有し、スギヒラタケの摂取があるとされています。

スギヒラタケは従前から食用キノコとして摂取されており、これまで健康被害の報告もないところですが、腎機能が低下している方への安全性が確認されるまでの間、これらの方々に対しスギヒラタケの摂取を控えるよう注意喚起をお願いします。

平成16年10月21日

福祉保健部健康対策課

急性脳症疑い症例について

- 平成16年9月以降、県北地域において、急性脳症疑い症例が10名報告されました。

- ・ 性別： 男性4名 女性6名
- ・ 年代： 50歳代1名、60歳代2名、70歳代4名、80歳代3名
- ・ 経過： 現在まで全員が入院し治療、うち3名が死亡
- ・ 症状： 初期は下肢の脱力、ふらつきがあり、数日後不随意運動が出現し、その後急速に、けいれん重積、意識障害を来す

- 県では当初、感染性の急性脳症を疑い、国立感染症研究所等から専門家の協力を得ながら、感染症法に基づき積極的疫学調査を実施してきました。

- 本日開催された「県北地域における急性脳症疑い症例の疫学調査に係る検討会議」にこれまでの調査結果を提示し、検討した結果、本事例については下記のとおり考えることが適当であるとの結論に達しました。

- 1 地域および季節集積性が認められる
- 2 中・高齢者に偏在している
- 3 腎機能低下を基礎疾患として、何らかの原因による急性脳症を起こしたと考えられる
- 4 現在のところ、原因については特定するには至っておらず、引き続き専門家等と連携しながら調査を続行中である

〔 本件に関する問い合わせ先

福祉保健部健康対策課 石上課長（内線2650） 〕

急性脳症：急性の中樞神経障害であり、原因が特定できないもの。

健 第 9 3 6 号

平成16年10月22日

医療機関の長 様

新潟県福祉保健部長

県内における腎機能低下者等からの急性脳症の発生予防等について（依頼）

当県の福祉保健行政の推進について、日ごろ格別の御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本年9月以降、村上保健所及び小出保健所管内において、人工透析を実施中であるなど腎機能が低下している方の中で、下肢の脱力、ふらつきから始まり、数日後不随意運動が出現し、その後急速にけいれん重積、意識障害を来す患者がこれまでに11件報告されています。

県では、国立感染症研究所等の専門家の協力を得ながら、感染症法に基づく疫学調査を実施してきましたが、その調査結果に基づき別紙1のとおり公表したところです。

現時点では原因の究明には至っておりませんが、喫食及び生活状況調査から、全症例が発症前にスギヒラタケを摂食していることが判明しました。スギヒラタケそのものが原因であると考えるのは困難ではありますが、付着物等による影響も否定できないことから、当面、腎機能の低下している者に対しては、スギヒラタケの摂食を控えるよう御指導をお願いするとともに、同様の症状を呈する患者が受診した場合は、最寄りの地域振興局健康福祉（環境）部または健康福祉（環境）事務所（別紙2参照）までお知らせくださるよう併せてお願いします。

※ スギヒラタケは、地域によってはスギモタセ、スギワカイ等と呼ばれています。

担当：福祉保健部健康対策課

感染症対策係

電話 025-285-5511 内線 2653

急性脳症疑い症例の発生について

平成 16 年 10 月 21 日 (木)
保健薬務課感染症予防係
TEL 023-630-2315、2662

平成 16 年 9 月以降、新潟県内で急性脳症疑い例が多発しているとの情報提供があったことにより、本県で調査を行った結果、類似の症状を示す患者を次のとおり確認しました。

発病日	9 月下旬	10 月上旬
届出医療機関	置賜地方の医療機関	庄内地方の医療機関
届出日	10 月 13 日(水)	10 月 19 日(火)
届出先保健所	置賜保健所	庄内保健所
患者	60 歳代の女性	70 歳代の男性
患者の経過	死亡	死亡

※ 各保健所で原因を調査中です。多発している新潟県とともに、国立感染症研究所等の専門家の協力を得ながら疫学的調査を実施しているが、感染症によるものか、その他によるものか、現在のところ原因を特定するに至っていません。

1 急性脳炎・脳症とは

一般的には発熱、頭痛などの症状が現れ、神経障害に起因する症状が急激に、あるいは穏やかに出現する。様々な程度の意識障害、奇異行動、けいれん、脳神経症状、麻痺などの症状がありうる。

2 急性脳炎の発生状況 (平成 16 年は、今回分を含む。)

年	山形県	全国
平成 11 年	1 人	
平成 12 年	4 人	
平成 13 年	3 人	
平成 14 年	2 人	
平成 15 年	0 人	12 人 (11 月～12 月)
平成 16 年	4 人	49 人 (10/3 現在)

※ 平成 15 年 10 月までは定点(山形県内 10 定点)による報告数、11 月からは全数報告。

腎機能低下者等からの急性脳症の発生予防等について

平成16年10月22日(金)

保健薬務課感染症予防係

TEL 023-630-2315、2662

急性脳症疑い症例の発生については、昨日お知らせしましたが、原因の究明には至っておりませんので、当面の留意事項について、本日、各病院長、人工透析を行っている診療所長、県医師会長、各郡市地区医師会長、市町村長、患者団体あて、下記の内容の通知を行いました。

現時点では原因の究明には至っておりませんが、喫食及び生活状況調査から、全症例が発症前にスギヒラタケを摂食していることが判明しました。

スギヒラタケそのものが原因であると考えるのは困難ではありますが、付着物等による影響も否定できないことから、当面、腎機能の低下している者に対しては、スギヒラタケの摂食を控えるよう御指導をお願いするとともに、同様の症状を呈する患者が受診した場合は、最寄りの保健所の地域保健予防課までお知らせくださるよう願います。

※ スギヒラタケは、地域によってはスギカヌカ、スギワカイ等と呼ばれています。

平成16年10月22日

各都市地区医師会長
各 病 院 長 殿

山形県健康福祉部長
(公 印 省 略)

腎機能低下者等からの急性脳症の発生予防等について

本県の健康福祉行政の推進については、日ごろ格別の御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本年9月以降、新潟県の村上保健所及び小出保健所管内において、人工透析を実施中であるなど腎機能が低下している方の中で、下肢の脱力、ふらつきから始まり、数日後不随意運動が出現し、その後急速にけいれん重積、意識障害を来す患者がこれまでに11件報告されています。また、本県においても類似の症状を示す患者を2名確認しております。

県では、新潟県とともに国立感染症研究所等の専門家の協力を得ながら、疫学調査を実施してきました。

現時点では原因の究明には至っておりませんが、喫食及び生活状況調査から、全症例が発症前にスギヒラタケを摂食していることが判明しました。スギヒラタケそのものが原因であると考えるのは困難ですが、付着物等による影響も否定できないことから、当面、腎機能の低下している者に対しては、スギヒラタケの摂食を控えるよう御指導をお願いするとともに、同様の症状を呈する患者が受診した場合は、最寄りの保健所の地域保健予防課までお知らせくださるよう会員又は職員に周知願います。

※ スギヒラタケは、地域によってはスギカヌカ、スギワカイ等と呼ばれています。

担 当
健康福祉部保健薬務課
感染症予防係
TEL 023-630-2315

急性脳炎の発生について

平成16年10月22日
秋田県健康対策課疾病対策班
電話 018-860-1424

1 届け出

平成16年10月22日、次のとおり感染症法に基づく急性脳炎の届出がありました。

○大曲市内の医療機関から大曲保健所への届け出

患者1	患者	60歳代・男性
	症状	全身けいれん、意識障害等
	発病	平成16年9月中旬
	現在の状況	死亡
患者2	患者	70歳代・女性
	症状	全身けいれん、昏睡、高熱等
	発病	平成16年9月下旬
	現在の状況	同医療機関で入院治療中
患者3	患者	40歳代・女性
	症状	全身けいれん、昏睡等
	発病	平成16年9月下旬
	現在の状況	死亡

○本荘市内の医療機関から本荘保健所への届け出

患者4	患者	50歳代・女性
	症状	意識障害、発熱等
	発病	平成16年10月上旬
	現在の状況	同医療機関で入院治療中

2 調査の状況

平成16年10月22日、両保健所で調査した結果、4人の患者は腎機能が低下（人工透析）しており、うち3名（患者1、患者2、患者4）はスギヒラタケを摂食していることがわかりました。

3 県の対応

1. 国立感染症研究所の専門家の指導も得て、調査を行っております。
2. 県内の医療機関に対し、感染症法に基づく届出の徹底について、本日付で通知を発出しております。

■急性脳炎については、[こちら](#)をご覧ください。（感染症法による届出基準）

《県民の皆様へ》

- ・ 現時点では原因の究明には至っておりませんが、患者に共通する事項として腎機能の低下及び スギヒラタケの摂食が認められています。
腎機能の低下している方は、スギヒラタケの摂食を当面控えるようお願いします。
- ・ 医療機関においては、急性脳炎症状を呈する患者を診断した場合は、最寄りの保健所まで感染症法に基づく届出をお願いします。

秋田県健康福祉部健康対策課

〒010-8570 秋田県秋田市山王4丁目1-1 TEL:018-860-1421～1429 Email:health@mail2.pref.akita.jp

ご意見・ご感想がございましたら、健康福祉部健康対策課までお寄せ下さい。

▶ [このページの先頭へ](#)

▶ [トップページへ](#)

急性脳炎の発生について（第2報）

平成16年10月23日
秋田県健康対策課疾病対策班
電話 018-860-1424

1 届 出

平成16年10月23日、次のとおり感染症法に基づく急性脳炎の届出がありました。

○秋田市内の医療機関から秋田市保健所への届出

患者5	届出	急性脳炎
	患者	60歳代・女性
	症状	全身けいれん等
	発病	平成16年9月下旬
	現在の状況	同医療機関で入院治療中

○横手市内の医療機関から横手保健所への届出

患者6	届出	急性脳炎（疑い）
	患者	60歳代・男性
	症状	全身けいれん、麻痺等
	発病	平成16年9月下旬
	現在の状況	同医療機関で入院治療中

2 調査の状況

平成16年10月23日、両保健所で調査した結果、2人の患者は腎機能が低下（人工透析）しており、スギヒラタケを摂食していることがわかりました。

3 県の対応

国立感染症研究所の専門家の指導も得て、調査を行っております。

《県民の皆様へ》

- ・ 現時点では原因の究明には至っておりませんが、患者に共通する事項として腎機能の低下及び スギヒラタケの摂食が認められています。
腎機能の低下している方は、スギヒラタケの摂食を当面控えるようお願いします。
- ・ 医療機関においては、急性脳炎症状を呈する患者（疑う例を含む）を診断した場合は、最寄りの保健所まで感染症法に基づく届出をお願いします。

昨日の届け出内容

患者1	届出医療機関	大曲市内の医療機関
	届出	急性脳炎（疑い）
	患者	60歳代・男性
	症状	全身けいれん、意識障害等

		発病	平成16年9月中旬
		現在の状況	死亡
患者2	届出医療機関	大曲市内の医療機関	
	届出	急性脳炎（疑い）	
	患者	70歳代・女性	
	症状	全身けいれん、昏睡、高熱等	
	発病	平成16年9月下旬	
	現在の状況	同医療機関で入院治療中	
患者3	届出医療機関	大曲市内の医療機関	
	届出	急性脳炎（疑い）	
	患者	40歳代・女性	
	症状	全身けいれん、昏睡等	
	発病	平成16年9月下旬	
	現在の状況	死亡	
患者4	届出医療機関	本荘市内の医療機関	
	届出	急性脳炎	
	患者	50歳代・女性	
	症状	意識障害、発熱等	
	発病	平成16年10月上旬	
	現在の状況	同医療機関で入院治療中	

秋田県健康福祉部健康対策課

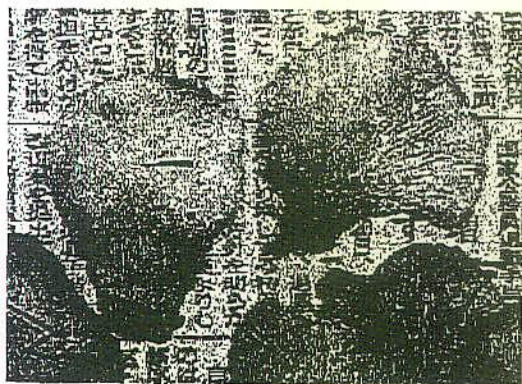
〒010-8570 秋田県秋田市山王4丁目1-1 TEL:018-860-1421～1429 Email:health@mail2.pref.akita.jp

ご意見・ご感想がございましたら、健康福祉部健康対策課までお寄せ下さい。

▶ [このページの先頭へ](#)

▶ [トップページへ](#)

スギヒラタケ



キシメジ科 *Pleurocybella porrigens*

食毒:食

発生時期:秋

発生場所:スギ、マツ古株、倒木

傘:扇形、耳形、基部に短毛を密生

傘の下面:ヒダ、密

柄:なし

